

「奨励研究」 資金提供者からの成果報告

さる平成24年6月から開始されました奨励研究資金の提供者3名の方から成果報告がございました。今後とも多くの若手研究者の方々にこの資金をご活用いただき、学会の活性化にご助力を願いたいと思っております。今年も5月中に公募をいたします。奮ってお申し込みください。

共同プロジェクト事業委員会委員長 古賀正義

<報告1>

代表者 所属大学・学部	大阪大学大学院 (富山短期大学)	身分	大学院生 (講師)
氏名	小西 尚之		
NAME	Naoyuki Konishi		

1. 研究課題

(和文) 総合学科高校の教育と生徒の進路選択

(英文) Curriculum and Students' Career Choice in "Sogo Gakka" Senior High School

2. 研究期間

2012年7月5日～2013年3月31日

3. 研究の概要(背景・目的・研究計画・内容および成果 和文800字程度、英文30word程度)

(和文)

本研究は、選択制とキャリア教育を特徴とする総合学科高校のカリキュラムに注目し、そこで学ぶ生徒の進路選択の状況と卒業後のライフストーリーの分析を通して、高等学校におけるカリキュラムと進路選択の関係を明らかにすることを目的としている。

日本の高校研究は、普通科と専門学科の間の学科間の格差や、同じ普通科でも偏差値ランクによる「学校間格差」が主な研究対象であった。1994年に創設された「第3の学科」総合学科では、様々な進路希望を持つ生徒たちのために多様なカリキュラムが用意されており、そこでは普通科や専門学科に比べ、「学校内格差」が顕著に見られることが予想される。

よって、日本の総合学科研究は「学校内格差」に注目すべきであり、その際に参考となるのがアメリカにおけるトラッキング研究である。総合制高校の「学校内格差」に注目したアメリカのトラッキング研究は、日本の総合学科高校における科目選択や進路選択を考察する際に、有効な枠組みを与えてくれるものと考えられる。本研究では、筆者が日本の総合学科高校で実施したパネル調査の結果の分析を通じて、日本の学校社会学の分野の理論や枠組みを再検討し、同時に日本の高校研究や高校教育の実践、さらには高校教育改革にも示唆を与えることを目的とする。

今後は個別の進路選択の状況をさらに詳しく調べるために質問紙調査においてインタビューへの許可が得られた卒業生に対してインタビュー調査を行なう予定である。今年度はインタビュー調査の準備期間とし、インタビューに関する方法論についての文献を収集し論文にまとめた(小西尚之「『ショート・ライフストーリー』によるインタビュー調査—アトキンソンの方法論を中心に—」『富山短期大学紀要』第48巻、pp.29-39、平成25年3月)。さらに、質問紙による卒業生追跡調査の結果をもとに、総合学科卒業生の進

路選択の状況を分析し、2013年6月に開催される日本子ども社会学会第20回大会で報告する予定である。

(英文)

The purpose of this study is to clarify how the curriculum of "Sogo Gakka" senior high school affects the course choice of students.

<報告2>

代表者 所属大学・学部	筑波大学 人間総合科学研究科	身分	大学院生
氏名	鈴木 瞬		
NAME	Suzuki Shun		

1. 研究課題

自治体放課後ケア政策における放課後子どもプランの実施形態と規定要因に関する研究

An examination on enforcement from and factor of after-school child plan on After-school care policy by local government

2. 研究期間

平成24年5月1日 ～ 平成25年3月31日

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文800字程度、英文30word程度）

本研究では、放課後子どもプランの導入を、教育と福祉の境界を越境し「放課後ケア政策」を志向する契機として捉え直すとともに、地方自治体が行う「放課後ケア政策」における放課後子どもプランの位置づけや実施形態、それらの規定要因を明らかにするため、下記の調査を行った。

【調査1】関東2県（X県、Y県）における市町村についてHP上から得られる情報をもとに、放課後子どもプランの実施形態について、所管の違いと事業実施の有無から7類型に分類した。

【調査2】調査1による分類をもとに15自治体を選定し、調査を依頼した（2012年7月）。その結果、許可が得られた6自治体の放課後子どもプラン（放課後子ども教室及び学童保育）担当職員に対して、ヒアリング調査を行った（2012年8月～9月）。当初は、教育長へのヒアリングも計画していたが、許可が得られなかった。わずかな事例からそれらを規定する要因を探ることは困難であるが、放課後子どもプランの所管形態は市町村合併や分権化に伴う自治体行政組織の再編化と関係している可能性があり、また、自治体規模や地縁組織の活発性が自治体における放課後ケア対策の様態を規定している可能性が明らかになった。現在、自治体行政組織の再編化が確認された3自治体について、放課後子どもプラン導入にかかわる事業・事務移管の論理と帰結を分析している。このうち、2自治体については、2013年

集計結果 2013/3/29 現在)

	都道府県	政令指定都市	中核市	特別区	市町村	合計
郵送数	47	20	41	23	282	413
返送数	34	11	30	13	159	247
回収率	72.34	55	73.17	56.52	56.38	59.81

<p>に継続調査を行う計画である。</p> <p>【調査3】調査2の結果をもとに調査票を作成し郵送した(2012年10~11月)。第1次〆切を2013年1月末とし、2月に督促のはがきを送付、第2次〆切を3月中旬とした(回収率は上記参照)。現在、SPSSを用いて分析を行っているため、調査3の結果については、日本子ども社会学会第20回学会大会で行う。</p> <p>(英文)</p> <p>The purpose of this study is to discuss how after-school child plan is placed, and what factor of that is among After-school care policy by educational administration in local government. In this study, I review introduction of after-school child plan as opportunity to aim for "after-school care policy" that cross the border of education and well-being and get a bird's-eye view of children's after-school.</p>	タイプ	形態	X県	Y県	
	①	両:教委 生涯・青少年)		7	1
	②	両:教委 (その他)		3	0
	③	教委 生涯・青少年) / 福祉		12	10
	④	両:福祉		2	1
	⑤	教室未実施 / 教委 生涯・青少年)		1	1
	⑥	教室未実施 / 福祉		18	11
	⑦	教室未実施 / 教育委員会 (その他)		0	2
	合計		43	26	

<報告3>

代表者 所属大学・学部	中央大学	身分	非常勤
氏名	高橋 靖 幸		
NAME	TAKAHASHI Yasuyuki		

1. 研究課題

(和文) 児童虐待防止法(昭和8年)成立をめぐる<児童>の社会的構築

(英文) Social Construction of Childhood through the Child Abuse Prevention Act (1933)

2. 研究期間

2012年4月1日 ~ 2013年3月31日

3. 研究の概要(背景・目的・研究計画・内容および成果 和文800字程度、英文30word程度)

(和文)

近年、グローバル化そして情報化の更なる進展によって教育や就労についての人々の価値観が大きく転換しており、それとともに子どもにかかわる問題が社会においてますますクローズアップされるようになってきている。このようにして子どもが社会問題の対象とされるとき、かれらに対しては社会の強い関心や期待が注がれ、そこに新しい子ども観・児童観が生まれる。いわば、子どもは社会問題の対象として人々の関心が向けられていく歴史的な経過のなかで／を通じて新たに構築されていくのである。重要なことは、社会問題の構築のなかで新しい子ども観が形成されるとともに、そこで形成された新しい子ども観がその後の社会問題の構築のあり方を左右していくという点にある。こうした子ども観と社会問題の構築の連関は、日本社会においてどのように誕生したのか。本研究は、明治期から昭和期にかけて児童虐待が社会問題として構築される過程を事例に、社会問題の対象としての「子ども」が日本社会のなかでどのように形成されてきたのかについて考察をするものである。

本研究は、構築主義の立場から、明治期から昭和期にかけての雑誌記事や新聞記事、帝国議会議事録、調査報告書を対象に、児童虐待にかんする言説を取り上げ、その構築過程を明らかにした。そのなかでは、日本において子どもの問題が「虐待」という言葉をもって記述されるようになるのが明治期中頃からのことであり、そして明治期の終わりにはそれが社会問題と呼び得る状況にあったことが確認された。その後、児童虐待は大正期にその実態を調査するべき対象としてみとめられ、そして昭和8年に日本において初めて児童の虐待を取り締まるための法律「児童虐待防止法」が制定された。児童虐待防止法は、当時確立した児童保護の理念にも支えられ虐待を受ける子どもの救済を目的として議論されてきた。しかし、実際に法律が施行される段階になると、そこで主に救済の対象とされたのは屋外で特殊な労働に就く子どもたちであった。児童虐待防止法は、子どもを労働の世界（大人の世界）から切り離して、教育の世界（子どもの世界）に囲い込む力を伴って運用されたことが本研究により明らかとなった。

(英文)

The purpose of this research is to examine social construction of childhood in a social problem of child abuse, which was constructed from the Meiji era to the Showa era and made the Child Abuse Prevention Act (1933).